



令和4年度 指定給水装置工事事業者説明会

日 時 令和4年11月16日（水）
午後2時00分から

場 所 花巻市文化会館 大ホール

説明内容

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 給水装置工事申込等全般に係る留意事項 | p.3 ~11 |
| (2) 給水装置工事に係る施工基準の一部改正について | p.12~24 |
| (3) 中高層建物直結給水技術基準の導入について | p.25~38 |
| (4) 指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて | p.39~54 |

（１）給水装置工事申込等全般に係る留意事項

- ・ 給水装置工事申込関係書類について
- ・ 給水装置工事関係様式について
- ・ 申込書の提出から承認まで
- ・ 申込書の記入について
- ・ 給水装置の完成検査について
- ・ 窓口対応について
- ・ その他

給水装置工事申込関係書類について

給水装置工事申込に関連する、標準給水装置工事要綱、給水装置工事関連様式等については、随時、更新しておりますので、ホームページで最新のものを確認し、利用するようお願いいたします。

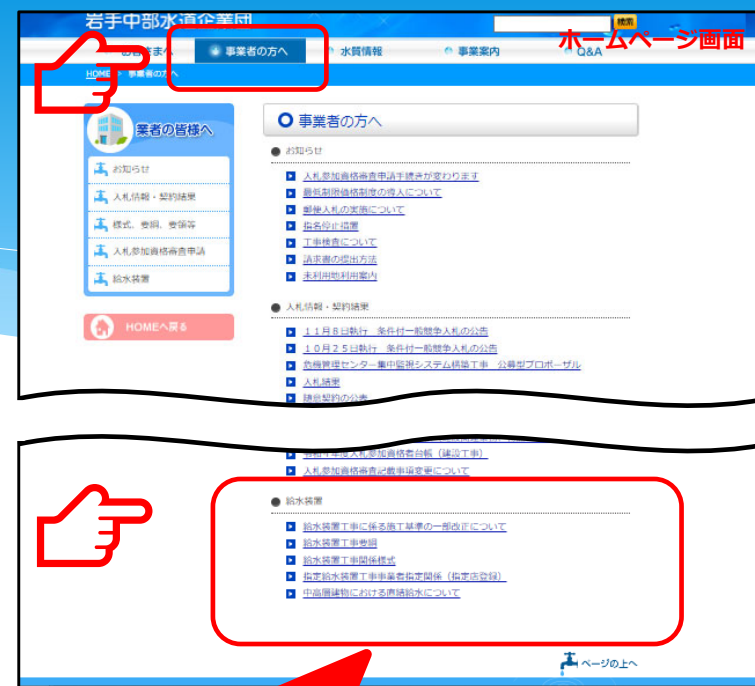
なお、令和4年4月1日から給水装置工事要綱及び貯水槽設備等設置基準、それらに附随する別図集等の改正がありましたのでご注意ください。

岩手中部水道企業団 事業者の方へ

検索



給水装置工事申込等全般に係る留意事項



● 給水装置

- ▶ [給水装置工事に係る施工基準の一部改正について](#)
- ▶ [給水装置工事要綱](#)
- ▶ [給水装置工事関係様式](#)
- ▶ [指定給水装置工事事業者指定関係（指定店登録）](#)
- ▶ [中高層建物における直結給水について](#)

給水装置工事関係様式について

給水装置工事に関連する様式等について、各場面において必要となるものは右図（標準給水装置工事要綱§5別表）のとおりですので参考としてください。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

ホームページ画面

事業者の方へ

給水装置工事関係様式

- 様式第1号 給水装置工事申込書兼承認書 (R2.4.1以降)
- 様式第2号 各種給水装置工事事前協議申請書
- 様式第3号 各種給水装置工事事前協議の結果について (回答)
- 様式第4号 給水装置台帳閲覧申請書
- 様式第5号 土地・家屋使用同意書
- 様式第6号 給水管変更 (増設)・分岐同意書
- 様式第7号 給水装置工事申込書チェックシート (R3.4.1以降)

様式番号	様式名
水道需要者 (お客様)	
水道工事店	
事前調査	4 給水装置台帳閲覧申請書
事前協議	2 各種給水装置工事事前協議申請書 3 各種給水装置工事事前協議の結果について (回答) 22 貯水槽式給水事前協議申請書 23 貯水槽式給水事前協議の結果について (回答)
工事申し込み	1 給水装置工事申込書兼承認書 6 給水装置工事使用料一覧表 (分岐 新設 増設 変更 臨時 撤去) 5 土地・家屋使用同意書 8 給水管変更 (増設)・分岐同意書 10 給水装置管理用入札 (変更) 届 9 貯水専用水道・貯水槽水道関係調査票 (新設・変更) 15 集合住宅等メーター配置一覧表 18 特定施設水道直結式APリッパ設備設置条件承諾書
工事承認	7 給水装置工事 申請時チェックシート 1 給水装置工事申込書兼承認書
給水装置加入金・設計審査手数料・検査手数料	
工事着手	14 給水装置分岐・撤去工事チェックシート 12 給水装置工事設計変更届 11 給水装置工事申込取消届
工事完成	1 給水装置工事申込書兼承認書 17 分岐箇所工事写真集
メーター払い出し	18 給水装置工事完成検査票 13 量水器出庫申請書 (加入金領収書の写し添付)
未竣工工事	20 給水装置工事未竣工理由書
完成検査	21 給水装置工事検査証明 (有料、2部提出)
給水開始申し込み	24 給水開始申込書
水道使用開始	
漏水を修理した (減免があるとき)	27 給水装置修理工事報告書
漏水により料金を減免してほしい	28 使用水量認定申請書
水道使用変更	30 給水装置所有権・用途変更届 25 給水装置所有権代理人変更届
メーターを壊した (なくした)	26 量水器滅失 (故障) 届
水道使用中止 (廃止)	29 給水中止申込書

申込書の提出から承認まで

申込書類に不備・不足がある場合は、受付できませんので、**給水装置工事申込時チェックシート（様式第7号）**を利用し、工事店で必要書類を点検後、提出をお願いします。主に、**建築確認通知書、特殊器具の認証書、水理計算書（メーター口径30ミリ以上等の場合）**の添付漏れが散見されます。

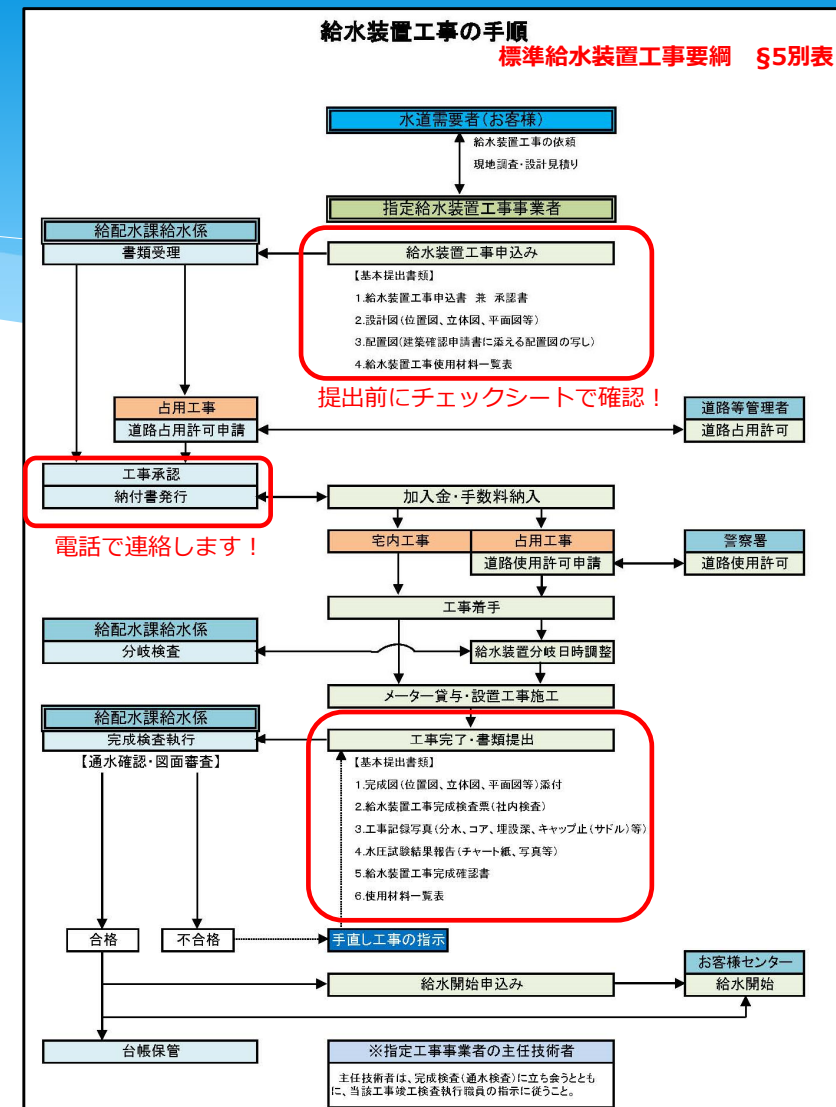
※チェックシートも併せて提出してください。

留意事項

受付後（書類が揃いしだい）から**概ね1週間を目安に承認**できるよう審査をしていますが、お待たせする場合もあるかと思しますのでご理解とご協力をお願いします。

また、急ぎでの承認を要望される場合がありますが、**受付順で審査しています**ので、余裕をもって提出するようお願いします。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項



申込書の記入について

赤枠内のみ記入して下さい。記入例として最低限必要な箇所について赤文字で記載しています。詳細は、給水装置工事要綱第3章をご覧ください。

留意事項

①工期について

着手日は余裕をもった日を記入すること。

②代理人について

申込者が企業団管内（北上市・花巻市・紫波町）に居住していない場合、管内に居住している代理人を立てる必要があります。

③同意書について

給水装置工事をする際、共同管からの分岐や、他人の土地を通過する場合は利害関係人（所有者等）からの同意書の記入が必要です。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

様式第1号（§1第5 関係） ※給水装置申込関連書類には押印が必要です！

技術 管理者	課 長	課 補 佐	係 長	設 計 審 査	受 付	給 水 番 号									
受付印						水 系									

給 水 装 置 工 事 申 込 書 兼 承 認 書

岩手中部水道企業団
企業長 北上市長 高橋 敏彦 様

令和4年 10 月 11 日

加入金及び手数料については、岩手中部水道企業団給水条例を契約の内容とすることに同意し、同条例第5条の規定により給水装置工事の申込みをします。 受付番号

工 事 種 別	分岐・新設・増設・変更・臨時・撤去		用 途	浴・臨・その他	
工 期	令和4年 10月 20日着手 令和5年 3月 15日完成				
装 置 場 所	〒025-1000 花巻市葛第3地割183番地1		件 数		
申 込 者	住所及び電話番号 〒020-0000 盛岡市水道町1-3		スライドウ タロウ	水 道	
	氏名又は名称及び代表者氏名		水道 太郎		
所 有 者	住所及び電話番号 〒		氏名又は名称及び代表者氏名	⑧	
代 理 人	住所及び電話番号 〒025-2000 花巻市銀河町9-9		氏名又は名称及び代表者氏名	株式会社イーハトーヴ水道 代表取締役 銀河 鉄男	
委 任 店	工事店名	第000号	〒(0198) 12-3456	株式会社上下すいどう	
	代表者氏名	上下 水道	主任技術者氏名	上下 左右	

留意事項

③ 上記申込者の給水工事に際し、私所有の土地、家屋内の工事及び給水管からの分岐に同意します。

令和4年 10 月 10 日

土地所有者 住 所 北上市北工業団地5番52号

氏 名 浄水 清夫

家屋所有者 住 所

氏 名

給水管所有者 住 所 北上市北工業団地5番52号

氏 名 浄水 清夫

⑧ 浄水

⑧ 浄水

※この工事に関連して、将来、何らかの不具合が生じた場合は、双方にて協議のうえ解決します。
※本承諾書は当事者間で保管するほか、所有者に変更が生じた場合、その経緯、給水装置の権利及び維持管理の範囲について新所有者に継承します。

設計審査	手 数 料		加 入 金	合 計	扱 者
	分 岐	工 事 検 査			
	円	円	円	円	円

給水装置の完成検査について

検査の申込み

実施日の2日前の正午までに予約すること。

完成書類に不備があった際

実施日の前日午前中までに不備・不足が解消されない場合は、完成検査は実施しないのでご注意願います。

留意事項

- ①完成図等の修正を指示された場合、概ね1週間以内に提出すること。
- ②給水管末端部のバルブ止めは、水が停滞する構造となってしまうので単水栓を設置すること。
- ③完成検査をしない、図面等の修正指示に応じない場合は、新規の工事を受付しない場合があります。

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

第6章 給水装置の完成検査

抜粋 標準給水装置工事要綱

(届出)

- 第48 指定工事事業者は、工事が完成したときは「給水装置工事完成検査票」(様式第18号)による自社検査を実施したうえで、遅滞なく完成図及び関係図書等と共に企業長に提出し、企業長が指定する職員(以下「検査員」という。)の完成検査を受けなければならない。
- 2 検査の結果不完全と認められたときには、指定工事事業者は、企業長の指定する期間内に改修し、再検査を受けなければならない。
 - 3 指定工事事業者は、申込承認後6ヶ月を過ぎても完成検査をしていない場合(工期が

参考 書類審査内容

なお、書類検査は、次表に掲げる項目について実施する。

検査項目	検査の内容
位置図	・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事箇所が明記されていること(図の中央部に位置させること)。
管路図	・建物の配置、給水管位置、メーター位置が記入されていること。
平面図 ・ 立体図 ・ 使用材料 一覧表	・方位が記入されていること。 ・縮尺が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・止水栓、メーター、分岐箇所等のオフセットが記入されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記)
工事写真	・道路内については、第34の5の規定により整理されていること。 ・分岐工事の施工状況写真があること。 ・水圧テストの写真があること。

窓口対応について

窓口対応時間

午前 8 時 30 分～午後 3 時 まで
(午後 0 時～午後 1 時は除く)

図面の閲覧提供について

緊急時（漏水等）以外の **F A X ・ メールでの提供は行いません**。
ん。対応時間内までに窓口にお越し下さい。

留意事項

相談等の場合は、原則、主任技術者が来庁するようお願いいたします。直接お話しすることで、伝達内容や指示事項の行き違いも減らすことができます。主任技術者の責務を再認識していただくようお願いします。

抜粋 給水装置工事主任技術者研修テキスト

2-3 給水装置工事主任技術者の責務

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任し、選任した者のうちから個別の工事ごとに担当する給水装置工事主任技術者を指名する（水道法第 25 条の 4 第 1 項、水道法施行規則第 36 条第 1 項第一号）。

指名を受けた者は、次の職務を誠実に行わなければならない（水道法第 25 条の 4 第 3 項、水道法施行規則第 23 条）。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令（水道法施行令第 6 条）で定める基準に適合していることの確認
- 4 その他厚生労働省令で定める職務

給水装置工事主任技術者の責務は以下のとおりである。

- ①給水装置工事主任技術者は、指名を受けた給水装置工事の調査、計画、施工、検査の一連の業務からなる工事全体の管理や、工事従事者に対する指導監督を行うなど、給水装置工事を適正に施行するための技術の要としての役割を果たさなければならない。
- ②給水装置工事主任技術者は、施主（需要者）が望む給水装置工事を完成させるために、構造材質基準及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準省令」という。）」はもとより、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度を熟知していなければならない。さらに関係行政機関等との間の調整と手続きを遅滞なく行わなければならない。
- ③給水装置工事は、人の健康や生活環境に直結した水道水を供給するための給水管や給水用具の設置又は変更の工事である。構造材質基準及び基準省令に適合していな

その他

漏水修理に伴う給水装置修理工事報告書の提出について

使用者の依頼により漏水修理をした場合、岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者規程第12条により、1カ月以内に給水装置修理工事報告書（様式第27号）を提出してください。使用者が、水道料金の減免を希望する場合は、その都度、使用水量認定申請書（様式第28号）も併せて提出してください。

留意事項

①写真について

修理の前後、漏水状況、修理状況、メーター指針等

②図面について

漏水箇所、修理方法（使用資材等）等がわかるように

給水装置工事申込等全般に係る留意事項

様式第27号（給水装置工事事業者規程第12条関係）

様式第27号 1枚目

給 水 装 置 修 理 工 事 報 告 書								受付番号
技術管理者	課 長	課長補佐	給水係長	課 員			認定書	
							有	無
修 理 場 所		花巻市水道町1-2-3						
修 理 月 日		令和4年10月23日						
使 用 者		下水 次郎			使用者番号	12345678-00		
指定工事事業者 及び 主任技術者	株式会社イーハトーヴ水道			請求先氏名 住所・TEL				
	銀河 鉄男			受付の種類	電話 検針・漏調・文書			
受 付 月 日		令和4年 10月 20日			連絡相手方			
工 事 種 別		公道内 宅地内・委託（ ）						
修理装置	修理箇所	状 態	原 因	管種別	メータ	新	旧	
配水管	本 体	折 損	腐食電食	V, GP, DCIP, LP, PP, ACP	会 社	東洋計器		
給水管	継手類	穴アキ	工事破損		番 号	Q123456M		
弁 類	分水栓	亀 裂	荷重振動	管 口 径 検 満	2035/10			
消火栓	止水栓	抜 け	水衝突					
弁籠類	仕切弁	凍 結	接合不良	13	1553.1			
メータ	空気弁	破 損	劣化変質					
その他	その他	その他	その他					
()	(水抜き栓)	()	()	mm	m ³	m ³	m ³	
修 理 内 容		検針員からいつもより水量が増えていると指摘があったとのこと。調査したところトイレへの給水系統の水抜き栓から漏水あり。水抜き栓の内管が劣化変質し漏水していたため、新品に交換し修理完了。						
修理工事のうち漏水認定及び使用水量の認定を要するものは、漏水認定書を添付のこと。本報告書は工事終了後、1ヶ月以内に提出のこと。								

様式第28号

別記様式（第6条関係）

岩手中部水道企業団 企業長 様

令和4年10月24日

受付番号

申込者（給水装置使用者）

住 所 花巻市水道町1-2-3

アパート名等

氏 名 下水 次郎

電話番号 0198-12-3456

下水

岩手中部水道企業団水道使用量の認定規程第6条の規定により、次のとおり申請します。

（太線の枠内のみ記入、□には✓印してください）

お客様番号	使用区分	減免処理にあたり、各日付、メーターの修理完了時の指針は大事な基礎資料となりますので漏れなく記入していただくようお願いいたします。
申請理由	漏水により水道料金が増加したため	
指定番号	第999号	
修理施工工事店名	工事店名 株式会社イーハトーヴ水道	
漏水発見者	☐ 本人 ☒ 検針者 ☐ その他（ ）	漏水認知年月日 令和4年10月20日 漏水修理依頼年月日 令和4年10月20日 漏水修理完了年月日 令和4年10月23日
メーター番号	Q123456M	漏水修理完了時指針 1553.1 m ³
添付書類（いずれか1通）	☒ 修理工事報告書及び写真 ☐ その他企業長が必要と認める書類	

ここから下は何も書かないでください。

使用水量の算定

計算式

（検針水量 _____ m³） - （平均使用水量等 _____ m³） = （異常水量 _____ m³）

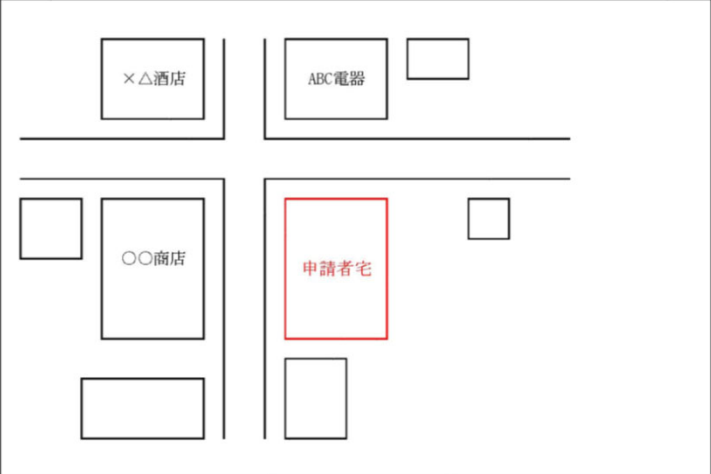
（平均使用水量等） _____ m³ + （異常水量） × 1/2 = （使用水量） _____ m³

_____ m³ + _____ m³ × 1/2 = _____ m³（小数点以下切捨）

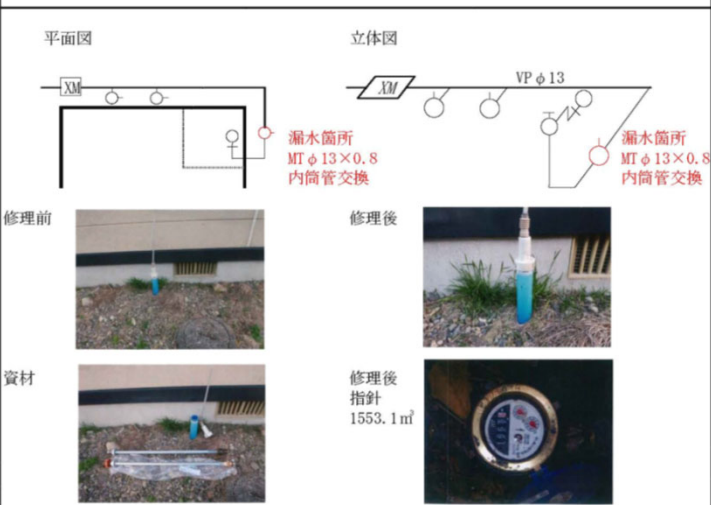
□平均使用水量の3倍値 _____ m³

位置図・案内図 様式第27号 2枚目

（この箇所には補付してください）



写真・修理図面



(2) 給水装置工事に係る施工基準の一部改正について

令和4年4月1日より、給水装置工事申込みに係る施工基準である標準給水装置工事要綱及び貯水槽設備等設置基準等について一部見直しを行いました。

- ・ 標準給水装置工事要綱
- ・ 貯水槽設備等設置基準
- ・ 別図集
- ・ 製図

(口径の決定)

第16 2 給水管の口径は、配水管口径以下であること。

(改正後)

第16 2 給水管の取出し口径は、配水管の口径より小さいものとする。

ただし、配水管の水圧等給水能力に著しく支障を及ぼす恐れが無いと判断されるときは、配水管の口径と同等以下にすることができる。

(保護工)

第22 (2)ア サヤ管は管端処理を施すこと。(別図第7)

(改正後)

別図第7について修正しました。

(単位 mm)			
ポリエチレン管	サヤ管 (鋼管)	ポリエチレン管	サヤ管 (鋼管)
13	30 → 50	30	65
20	40 → 50	40	75 → 80
25	50 → 65	50	100

(メーターの設置)

第25 2 メーターは使用水量に応じたものを選び、原則として給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。

(改正後)

第25 2 メーターは使用水量に応じたものを選び([§8水理計算参考資料 4メーターの性能とメーター口径の選定参照](#))、原則として給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。

§8水理計算参考資料 4メーターの性能とメーター口径の選定

表 11 水道メーター型式別使用流量基準（参考）

（給水装置工事技術指針 2020 から引用）

呼び径		適正使用 流量範囲 ($\text{m}^3/\text{時}$) ※ 1	一時的使用の許容流量 ($\text{m}^3/\text{時}$) ※ 2		1 日当たりの使用量 ($\text{m}^3/\text{日}$) ※ 3			月間使用量 ($\text{m}^3/\text{月}$)
			10 分/日 以内の 場合	1 時間/日 以内の 場合	1 日使用時 間の合計 が 5 時間 のとき	1 日使用時 間の合計 が 10 時間 のとき	1 日 24 時 間使用の とき	
接線型	13	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	20	0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170
	25	0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260
	30	0.4~4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	40B	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700
	50	1.25~17.0	50	30	87	140	250	2,600
	75	2.5~27.5	78	47	138	218	390	4,100
	100	4.0~44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

(メーターの設置)

第25 9 メーターは口径50ミリメートル以下は直読式メーターを標準とする。

口径75ミリメートル以上のメーターは全て隔測式メーター(別図第10)を取付けること。

(改正後)

第25 9 メーターは口径40ミリメートル以下は直読式メーターを標準とする。

口径50ミリメートル以上のメーターは全て隔測式メーター(別図第10)を取付けること。

(メーターの設置)

第25 10 メーターの口径は、給水栓の取付け個数に応じ水理計算により決定するものとする。ただし、5号瞬間湯沸器、(以下略)とする。なお、水理計算書の提出を省略できるメーター口径別の給水栓最大取付け個数は次のとおりである。

(改正後)

第25 10 給水管及びメーターの口径選定は、水理計算によることを原則とするが、給水栓の取付け個数が次の表に概当する場合は、水理計算を省略することができる。ただし、分岐位置からメーターまでの距離及び末端給水栓までの距離が著しく長い場合は、省略せず水理計算により算出するものとする。

※最大給水栓数には、5号瞬間湯沸器、1栓専用の小型電気温水器、食洗器、浄水器、ロータンク式トイレ、小便器用フラッシュバルブ棟は含まないものとする。

水理計算を省略できる栓数の表。
給水管の距離によってはこの限りでは
ありませんのでご注意ください。

メーター口径	最大給水栓数	同時使用率を考慮した給水栓数
13 ミリメートル	4	2 栓
20 ミリメートル	10	3 栓
25 ミリメートル	15	4 栓
30 ミリメートル以上	水理計算によること	

標準給水装置工事要綱 第4章 給水装置の設計 p.13

(メーターの設置)

第25 11 メーターを新規に設置する場合、口径50ミリメートル以下は上水ねじメーターを設置すること。
口径75ミリメートルから口径150ミリメートルまでは上水フランジタイプの使用を原則とする。

(改正後)

第25 11 メーターを新規に設置する場合、口径40ミリメートル以下は上水ねじメーターを設置すること。
口径50ミリメートルから口径150ミリメートルまでは上水フランジタイプの使用を原則とする。

上水フランジタイプφ50が追加されていますのでご注意ください。
φ50以上の上水フランジタイプの補足管は伸縮補足管を採用しています。

メーター寸法

(単位mm)

量水器口径	φ 13S	φ 13L	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
金門ねじ	100	165	190	210	230	245	—	—	—	—
上水ねじ	100	165	190	225	230	245	—	—	—	—
上水フランジタイプ	—	—	—	—	—	—	560	630	750	1000

※ただし、パッキン厚両側で6ミリメートル加算のこと。

(配管)

第26 4(1) メーター配管は、(別図第6)に基づき設置すること。メーター設置にあたり、口径25ミリメートル以下は埋設式一体型メーターユニットを使用することとし、口径30ミリメートルから口径50ミリメートルまでは、前後にステンレス製フレキシブル継手、口径75ミリメートル以上は、前後に鋳鉄管を使用すること。

(改正後)

第26 4(1) メーター配管は、(別図第6)に基づき設置すること。メーター設置にあたり、口径25ミリメートル以下は埋設式一体型メーターユニットを使用することとし、口径30ミリメートルから口径40ミリメートルまでは、前後にステンレス製フレキシブル継手、口径50ミリメートルは前後にポリエチレン管、口径75ミリメートル以上は、前後に鋳鉄管を使用すること。

(無償譲渡における水道施設の選定)

第32 企業団に無償譲渡するものは、原則として口径75ミリメートル以上のダクタイル
鋳鉄管、又は、配水用ポリエチレン管を標準とし、それ以外については別途協議
によるものとする。

(改正後)

第32 企業団に無償譲渡するものは、**原則として口径75ミリメートル以上のダクタイル
鋳鉄管を標準とする。**それ以外については別途協議によるものとする。

(給水用ポリエチレン管の布設)

第40 給水用ポリエチレン管の使用できる範囲は、(以下略)

- 3 使用に際しては給水用ポリエチレンパイプ協会、各継手メーカーの施工マニュアル等に準じて施工すること。

(改正後)

(ポリエチレン二層管の布設)

第40 ポリエチレン二層管管の使用できる範囲は、(以下略)

- 3 継手は耐震性能強化型金属継手(WSA規格適合品)を使用すること。
- 4 使用に際しては「日本ポリエチレンパイプシステム協会」、各継手メーカーの施工マニュアル等に準じて施工すること。

貯水槽設備等設置基準

設計及び施工 p.2

第5.6 貯水槽への給水管（中略）とする。

ただし、口径20ミリメートル以下の場合はボールタップとすることができる。

（改正後）

第5.6 貯水槽への給水管（中略）とする。また、定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー、配水管水圧等への影響を防止するため、定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速 2m/s 以下となる対策を講じるものとする。ただし、口径20ミリメートル以下の場合はボールタップとすることができる。

別図集・製図

別図集

要綱の改正に伴い、必要な分の図面を修正いたしました。

詳細はホームページをご覧ください。

製図

企業団設計審査の指導と整合あるよう修正いたしました。

詳細はホームページをご覧ください。

(3) 中高層建物直結給水技術基準の導入について

- ・ 直結給水増圧式給水の導入について
- ・ 直結給水増圧式給水の長所と短所
- ・ 直結直圧式給水について
- ・ 中高層建物直結給水工事フロー
- ・ 事前協議について
- ・ 中高層建物の留意点
- ・ 中高層のメーター
- ・ 直結増圧装置について
- ・ その他

直結給水増圧式給水の導入について

令和3年4月1日より「中高層建物直結給水技術基準」を設け、直結増圧式給水を導入しています。これにより、従来貯水槽を設置する必要のあった中高層建物においても、給水装置に直結増圧装置(ブースターポンプ)を設置することで直結の給水が可能になります。

※対象階数は4～15階を標準とします。

直結式 ┌ 直結直圧式(3階まで)
 └ 直結増圧式(標準的には、4階～15階程度まで)

直結給水増圧式給水の長所と短所

直結式と貯水槽式ではそれぞれ長所・短所がありますが、これまで貯水槽式が抱えていた滞留水等の衛生上の問題、貯水槽設置に係るスペースの確保などの問題を解決し給水サービスの向上を図ることを目的に、中高層設置基準が導入されました。

中高層建物直結給水技術基準の導入について

	直結式	貯水槽式
長所	①安全で新鮮な水が直接供給される。 ②貯水槽の設置スペース・設置費用が不要である。 ③配水管の水圧を有効利用できることから、貯水槽式と比べて省エネルギーとなる。 ④貯水槽の清掃が不要である。 ⑤貯水槽の保守管理も不要である。 ⑥配水管の折損事故等により濁水が流入した場合、貯水槽に比べて復旧が早く容易である。 ⑦停電時においても配水管の水圧によりある程度の階数まで給水できる。	①貯水槽に水を貯留できるので、配水管の断水時にも一定時間給水できる。 ②一時的に多量の水を使用することが可能である。 ③配水管への逆流のおそれがない。
短所	①水の貯留ができないので、配水管断水時には直ちに給水ができなくなる。 ②配水管能力及びポンプ能力により、一時的な多量の水使用の点で貯水槽式に劣る。	①貯水槽の設置スペース・設置費用が必要である。 ②配水管の水圧を利用できないため、動力費が直結式より割高である。 ③貯水槽の保守管理が必要である。 ④貯水槽の定期的な清掃が必要であり、貯水槽の管理が悪いと水質低下を招きやすい。 ⑤停電やポンプ故障時には断水となる。 ⑥配水管の事故等により濁水が流入した場合、復旧に時間がかかる。

直結直圧式給水について

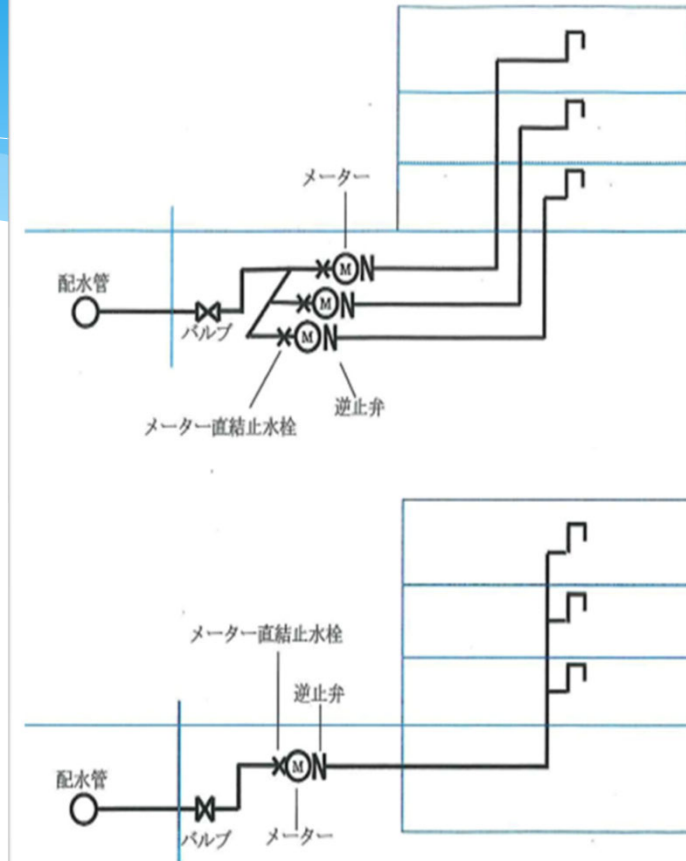
直結直圧式

普段申請いただいているものです。配水管の最小動水圧(0.2MPa)に間に合うような配管で設計することとなっています。

対象階数

3 階まではこちらとなります。

(1) 直結直圧式概念図



直結給水増圧式給水について

直結増圧式

今回から導入されたものです。必要流量、水頭からポンプを選定します。直結なので安全で新鮮な水が供給されます。

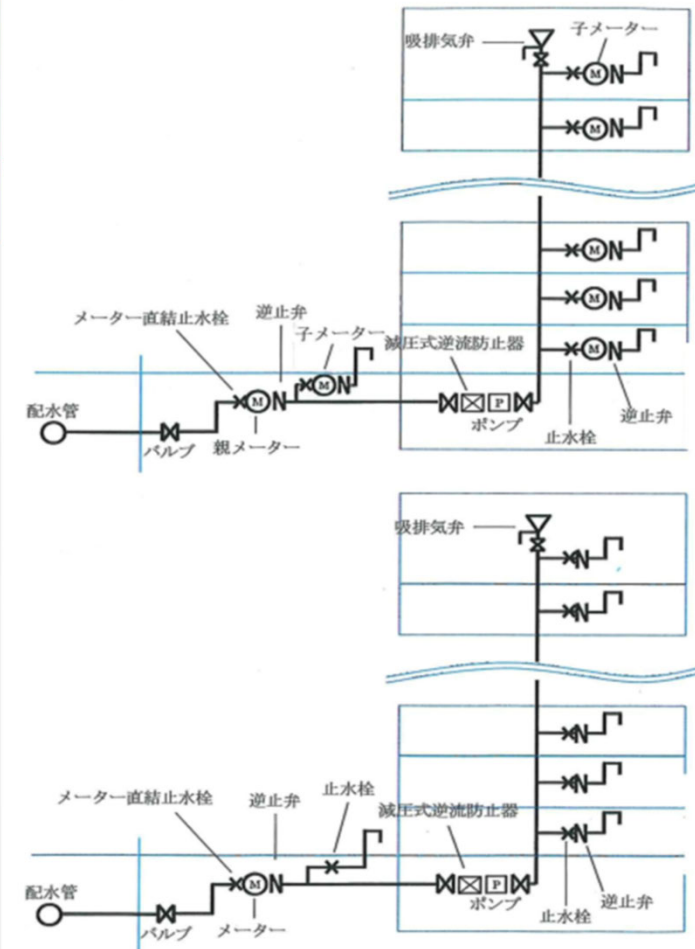
対象階数

4～15階まではこちらになります。

留意事項

給水装置はお客様の財産であることから、給水方式に関係なく、工事費、保守点検、ポンプ点検などの費用はすべてお客様のご負担となります。

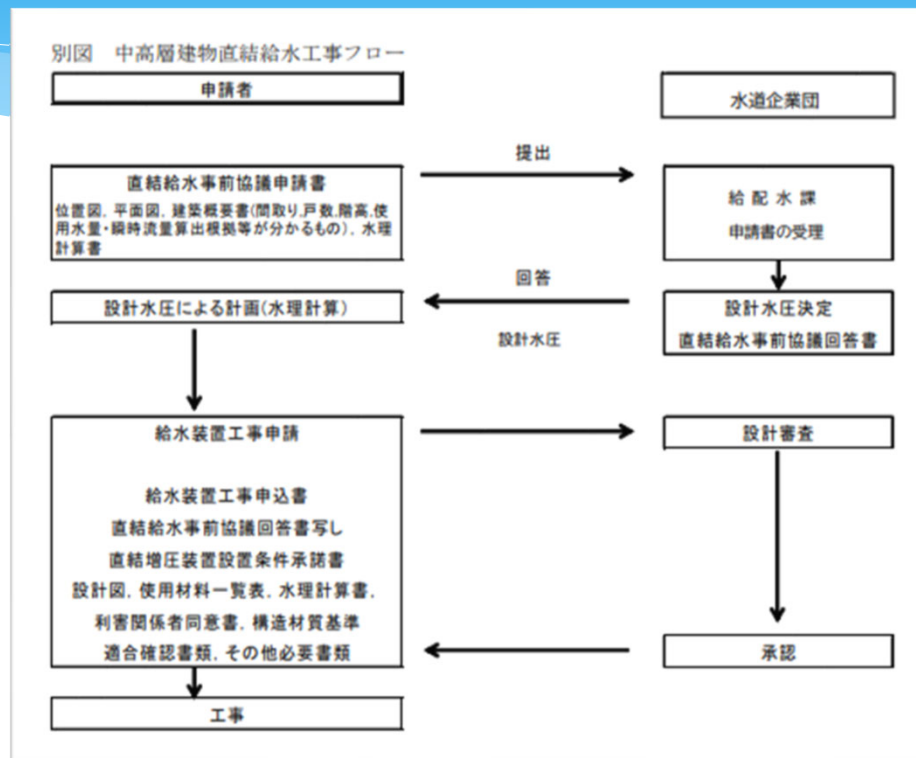
(2) 直結増圧式概念図



中高層建物直結給水工事フロー

直結給水に係る手続きは右図のとおりとなりますので参考としてください。

中高層建物直結給水技術基準の導入について



事前協議について①

申込みする前に

中高層建物に直結給水を行う場合は「**直結給水事前協議申請書**」により直結給水の可否を協議してください。

必要要件については中高層建物直結給水基準を参考下さい。

申請書類に不備がある場合、原則受付はせず一旦返却します。

※事前協議には付近水圧測定や付近状況の確認等の必要があり、回答までお時間をいただく場合もあります。余裕を持った計画で協議していただくようお願いいたします。

回答について

回答ができ次第連絡し、回答書をお渡しします。

※事前協議回答はあくまで直結給水の可否についての回答です。

その工事自体の水理計算や建物計画は別途検討、協議してください。

留意事項

建物規模、用途に変更がある場合及び**回答後 1 年間**を経過した場合は、再度協議が必要です。

直結給水に必要な標準的な配水管水圧は**0.2MPa**です。**安定して給水できる区域かを確認します。**

事前協議について②

直結給水事前協議申請書の記入について

赤字の部分について漏れなく記入してください。

留意事項

- ① 2部提出すること。
- ② 添付書類（位置図、平面図、水理計算書、建築概要図書）を忘れずに提出すること。
- ③ 本申請書には裏面がありますので、裏面の条件等についても確認すること。※印刷する際は両面印刷で

裏面

(裏面)

条 件	
1	水理計算に用いる配水管の分岐箇所での水圧は0.20Mpaとし、この水圧に基づいて水理計算を行うこと。
2	直結増圧給水の場合は、直結増圧装置設置条件承諾書を提出すること。
3	子メーターを設置して直結増圧給水を行う中高層建物における料金徴収方法については、「岩手中部水道企業団集合住宅等における各戸計量徴収に関する取扱要綱」に基づく契約を行うこと。

中高層建物直結給水技術基準の導入について

記入例

令和4年10月20日

岩手中部水道企業団企業長 様

申請者 住 所 花巻市葛第3地割183番地1
氏 名 水道 太郎

水道

直 結 給 水 事 前 協 議 申 請 書

次の建築物に直結給水を行いたいので、中高層建物直結給水技術基準3.2の規定により事前協議を申請します。

1	給水装置場所	北上市水道通り1-2-3
2	建築物の概要	
(1)	建築物の名称	ウォーターマンション (仮称)
(2)	建築物の構造及び階数	3 階建 最高水栓 3 階
(3)	建築物の用途	一戸建専用住宅 (共同住宅) 店舗、事務所、その他 ()
(4)	建築物の内容 (①又は②を選択のこと)	①住宅用 全 9 戸 ②店舗、事務所等 (併用住宅を含む)
		用途 床面積 (㎡)
	ア	
	イ	
	ウ	
	計	
(5)	配水管布設道路面から 最高水栓等までの高さ	8 m
(6)	計画一日最大使用水量	7.87 m ³ /日
(7)	瞬時最大流量	0.182 L/sec (10.938 L/min)
(8)	配水管及び分岐口径	配水管口径 100 mm 分岐口径 50 mm
(9)	直圧・増圧区分	直 圧 増 圧 (併用の場合の直圧は2階を限度とする)
(10)	ポンプ型式及び仕様 (増圧の場合に記載し、 根拠資料を添付のこと)	メーカー名 形式名 ポンプ口径 mm 最大給水量 L/min 揚程 m 水理計算上必要揚程 m
3	指定給水装置工事事業者	住所 花巻市銀河町9-9 氏名又は名称 株式会社イーハトーヴ水道 主任技術者 銀河 鉄男 連絡先 0198-99-9999
4	給水装置工事申込予定者	住所 花巻市葛第3地割183番地1 氏名又は名称 水道 太郎
5	添付書類	位置図 平面図 水理計算書 建築概要図書 (開取り、戸数、階高等 使用水量及び瞬時流量算出根拠が分かるもの)

直結給水事前協議回答書

年 月 日付けで申請のありました直結給水事前協議について、給水は 可能です
できません
岩中企給第 号
年 月 日

ここには何も記入しないでください！

申請者 住 所
氏 名 様

岩手中部水道企業団企業長

印

中高層建物の留意点

流速について

管内流速は原則2.0m/s以下となるような計画としてください。

分岐口径について

分岐対象配水管はφ75以上としてください。分岐給水管口径は配水管がループしている場合は1段落ち以下、行き止まりの管からは2段落ち以下を原則としてください。

逆流防止について

直結増圧装置の流入側に、減圧式逆流防止器を設置してください。

その他

給水方式を貯水槽式から直結式に切り替える場合は、原則として既設配管を流用せず新設管としてください。
増圧式の場合、冬期間も使用可能な直圧で給水できる共用水栓を設置してください。

※細かい要件については中高層建物直結給水技術基準を確認してください。

中高層のメーター

直結直圧式(3階建て)のメーター

「給水装置工事要綱」(第25.6)によること(1～2階建物と同様)

直結増圧式の場合のメーター

親メーター：集合住宅等で総量を計量するためのメーター

子メーター：各戸検針するため建物内に設置するメーター、または直圧共用水栓に設置するメーター

各戸検針が可能です。
基本的な考え方は貯水槽
の各戸検針と同様です。

留意事項

子メーター(直圧共用水栓メーターを除く)は最小口径φ20の直読式メーターを設置してください。

子メーター(直圧共用水栓メーターを除く)は、共用部分に面したパイプシャフト内に設置することとし、メーターユニットを使用してください。

直結増圧装置について①

直結増圧装置試運転

製造メーカー立合いのもと試運転を実施してください。

維持管理

管理者を選定し維持管理を行ってください。

「直結増圧装置設置条件承諾書」(中高層基準内)とともに「給水装置管理人選任(変更)届」(様式第10号)を提出してください。(事前協議段階では不要です。)

直結増圧設備の完成

完成後、末端給水栓までを対象にすみやかに確認・試験を実施してください。

給水装置工事要綱に基づき通水及び水压試験を実施します。

事前に企業団給配水課給水係に連絡し方法について協議を行ってください。

直結増圧装置について②

直結増圧装置設置条件承諾書の記入について

赤字の部分について漏れなく記入してください。

様式は中高層基準25ページにあります。

留意事項

本承諾書には裏面がありますので、裏面の条件等についても確認すること。※印刷は両面印刷で

中高層建物直結給水技術基準の導入について

記入例

直結増圧装置設置条件承諾書

令和4年10月27日

岩手中部水道企業団企業長 様

給水番号	00000N99999P	
給水装置場所	北上市水道通り 1-2-3	
給水装置所有者	住所	花巻市葛第3地割183番地 1
	氏名	水道 太郎
	電話番号	0198-29-5329
給水装置所有者代理人	住所	花巻市銀河町9-9
	氏名	(株)イーハートブ水道 代表取締役 銀
	電話番号	0198-99-9999
給水装置管理人(メーカー等)	住所	北上市あじさい町1-2
	氏名	(株)スイドウ不動産 代表取締役 土地
	電話番号	0197-12-3456

直結増圧給水を行うにあたり、下記条件を承諾し適正に管理します。

記

1. 使用者への周知について
次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧装置による給水についての苦情を水道企業団に一切申し立てないこと。
 - ① 停電や故障等により直結増圧装置が停止した時、又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共用水栓を使用すること。
 - ② 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなる場合があること。
2. 定期点検について
直結増圧装置についての機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行うこと。
3. 故障時の対応について
直結増圧装置の設置に起因して、逆流又は漏水が発生し、水道企業団もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
4. 直結増圧装置所有者等の変更届について
直結増圧装置の所有者、代理人又は管理人（以下「所有者等」という。）を変更するときは、変更後の所有者等にこの装置が条件付きのものであることを熟知させようえ、水道企業団に書面で届け出ること。

直結増圧装置について③

給水装置管理人選任（変更）届の記入について
赤字の部分について漏れなく記入してください。
様式は給水装置工事関連様式の第10号です。

留意事項

管理人は緊急時に**必ず連絡がとれる者**を選任してください。

中高層建物直結給水技術基準の導入について

様式第10号（§1第6 関係）

記入例



決裁		年		月	日
技術 管理者	課 長	課 長 補	係 長	設 計 者	受 付

令和4年 10月 27日

岩手中部水道企業団
企業長 北上市長 高橋 敏彦 様

給水装置管理人選任（変更）届

岩手中部水道企業団水道事業給水条例第17条の規定により、給水装置の管理人を、下記のとおり選任しましたので、お届けいたします。

住 所		花巻市葛第3地割183番地1	
届出人	氏 名	水道 太郎	水道
電話番号		0198-29-5377	
工 事 番 号	第 4 - 999 - 1 号		
給 水 装 置 場 所	北上市水道通り1-2-3		
給 水 番 号	0000N99999P		
管 理 人	住 所	北上市あじさい町1-2	
	氏 名	(株)スイドウ不動産 代表取締役 土地 大事	(0197) 12-3456
給水装置の内容			
管 種	水道用ポリエチレン二層管	口 径	50 mm 延長 20.5 m
管 種	水道用ポリエチレン二層管	口 径	20 mm 延長 4.5 m
管 種	架橋ポリエチレン管	口 径	20 mm 延長 171.5 m
管 種	架橋ポリエチレン管	口 径	13 mm 延長 116.1 m
管 種		口 径	延長 m

※ 位置図、平面図を添付してください。

その他

各戸検針について

貯水槽設備等設置基準の第6 メーターの各戸検針も参考に確認ください。料金徴収や契約については別課との確認が必要になるので都度協議下さい。

設置ポンプの設定・計算について

水理計算参考資料の水理計算例 5 を参考に確認ください。不明な点等ありましたらご連絡ください。

(４) 指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

- ・ 更新制度の概要
- ・ 指定の有効期間
- ・ 更新手続きについて
- ・ その他

更新制度の概要①

指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(1) 指定給水装置工事事業者制度とは

給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができると認められるものを、**水道法第16条の2第1項**の規定に基づき、指定する制度。

令和4年6月末時点
岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者数 322者
※上記事業者数とは別に休止中9者 (合計331者)

水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、前条にお規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者給水区域において給水装置工事を適正に施工することができると認められる者の指定をすることができる。

更新制度の概要②

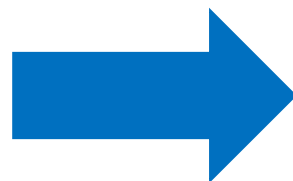
指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(2) 更新制の導入の目的

これまでの制度では

- ・ 名称、所在等の変更の届出
- ・ 廃止・休止・再開の届出

これらの届出がないと、事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するといった課題があった



こうした課題への対応、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部を改正。



水道法第25条の3の2

水道法第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

水道法第25条の3の2

「指定の有効期間を5年とする」

指定の有効期間①

(1) 改正水道法施行日前日（R 1.9.30）以前に指定を受けた場合の有効期間

岩手中部水道企業団より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
①平成10年4月1日から平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
②平成11年4月1日から平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
③平成15年4月1日から平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
④平成19年4月1日から平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
<u>⑤平成25年4月1日から令和元年9月30日</u>	<u>令和6年9月29日までの5年間</u>

改正水道法附則第3条及び政令による経過措置

※岩手中部水道企業団は平成26年4月1日に統合し、その際に再度指定を行ったので、R 1.9.30より前に指定になった業者は全て上記表の⑤に該当します

指定の有効期間②

指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(2) 改正水道法施行日（R 1.10.1）以降に指定を受けた場合の有効期間



指定を受けた日から 5 年間

参考例)

令和 4 年 7 月 1 日に指定を受けた場合の指定の有効期間



令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

更新手続きについて①

(1) 更新手続き期間

令和元年10月1日以前の指定業者

令和5年4月1日から令和6年7月31日まで の受付とします（指定No.371 まで）

令和元年10月1日以降の指定業者

更新日の約4ヶ月前までに通知し、更新日の1ヶ月前までの受付とします。

（令和元年10月1日以降に指定になった業者には指定証に有効期間を表示しております。）

※システムの対応が間に合わず、有効期間が入っていない指定証をお渡ししている業者様には有効期間が入ったものと後日交換させていただきます

※詳細については、別紙工程表を参照してください

水道法改正に伴う指定店更新作業工程表（案）

	令和5.4月	令和5.5月	令和5.6月	令和5.7月	令和5.8月	令和5.9月	令和5.10月	令和5.11月	令和5.12月	令和6.1月	令和6.2月	令和6.3月	令和6.4月	令和6.5月	令和6.6月	令和6.7月	令和6.8月	令和6.9月	令和6.10月
指定店番号 No.1～No.100 81業者	更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行																	令和6年9月29日までに更新作業完了
指定店番号 No.101～No.200 80業者					更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行													
指定店番号 No.201～No.300 82業者									更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行									
指定店番号 No.301～No.371 61業者													更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行					
指定店番号 No.372～No.388 17業者	令和元年10月1日以降に指定になられた指定業者は、 更新日（期間満了日）の約4ヶ月前までに郵送にて通知します。約1ヶ月前までを更新書類の受付期間とします。																		
予備期間 休止中・連絡不能業者等の再確認期間															更新通知 発送	継続→YES 更新申請書受付 継続→NO 廃止届の提出			

令和6年9月29日までに更新作業完了

※注意事項

指定の有効期間が満了となる前に更新手続きをしても、更新後の有効期間は従前の満了日の翌日から5年を経過した日までとなります。



例) 指定店番号 No. 1～100までの指定業者の更新フロー

- ・更新期間手続き期間は、令和5年4月に更新通知を発送、令和5年5月1日～7月31日（別添工程表）までの間に更新書類の提出をし、許可を得る。
- ・上記の場合の指定更新許可日が、令和5年7月31日の場合

更新後の指定の有効期間は、令和6年9月30日から令和11年9月29日まで

※実際は、「令和5年7月31日から令和11年9月29日まで」となり、更新作業を早く行っても終わりの期間は変わらない。（令和5年7月31日から令和10年7月30日までとはならない）

※更新手続事務の円滑な執行のため、各事業者様は別添の更新作業工程表の期間内での手続きにご協力ください

(2) 更新手続きフロー

岩手中部水道企業団

①更新対象事業者へ通知文書発送

- ・通知時期は、別紙工程表参照
- ※通知前の更新に伴う申請は受付ません。

指定給水装置工事事業者

②更新申請書類の作成

- ・役員の変更、主任技術者の登録漏れないか注意。

④更新申請手続きの受付

- ・受付期間は別紙工程表参照
- ・書類内容についての不足・不備がないか確認
- ・指定証の交付について、窓口又は郵送かの確認

③更新申請書類の提出

- ・窓口又は郵送にて提出
- ※指定証等について郵送での受取りを希望する場合はその旨を連絡すること

⑤申請書類の審査・承認

- ※書類不備の場合再提出

⑥更新手続き完了及び通知

- ・指定証の作成・納付書の作成
- ・指定の告示・手続き完了連絡

指定証の受取

窓口の場合

納付書にて、更新手数料11,000円を納入後、既存指定証と引換え交付します。

郵送の場合

納付書を郵送します。指定機関で更新手数料11,000円を納入後、郵送等にて領収書のコピー、既存指定証を企業団へ送付。確認後、新規指定証を郵送します。

更新手続きについて②

(3) 更新手続きに必要な提出書類等

法人の場合

- ①指定申請書（様式第1）
- ②誓約書（様式第2）
- ③機械器具調書（別表（第18条関係）、写真）
- ④給水工事主任技術者証の写し及び雇用
されていることがわかる書類。保険証の写しなど
- ⑤履歴事項全部証明書（原本）
- ⑥定款の写し（提出日の日付、代表者印のあるもの）
- ⑦既存の指定証（更新時に交換）
- ⑧指定更新手数料として11,000円

個人の場合

- ①指定申請書（様式第1）
- ②誓約書（様式第2）
- ③機械器具調書（別表（第18条関係）、写真）
- ④給水工事主任技術者証の写し及び雇用
されていることがわかる書類。保険証の写しなど
- ⑤住民票（原本）
- ⑥既存の指定証（更新時に交換）
- ⑦指定更新手数料として11,000円

様式第1（第18条関係）

（表 面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

岩手中部水道企業団
企業長 北上市長 高橋 敏彦 殿

日付を忘れずに記入

令和〇年 〇月 〇日

申請者 氏名又は名称 指定番号 〇〇〇号

株式会社 岩手中部水道 印

記入漏れ・押印
忘れないように

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇
花巻市〇〇第〇地割〇〇番地〇

代表者氏名 代表取締役 中部 一郎

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定をう
けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 中部 一郎	法人の場合は登記簿に記載されている全員の役員名を記入。 個人の場合は記入不要。
取締役 中部 二郎	
取締役 中部 花子	
事業の範囲	水道事業中、給水装置工事に関する事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

登記簿に記載されている
事業範囲、又は下記のと
おりを記入。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

（裏 面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 岩手中部 北上支店
上記事業所の所在地	北上市〇〇地割〇〇番地〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中部 太郎 中部 三郎	第〇〇〇〇〇号 第△△△△△号

選任する主任技術者を記入
更新時に登録情報と異なる
場合は、主任技術者選任・
解任届を別途提出のこと

申請者住所と異なる営業所
等で事業を行う場合は、そ
の名称、所在を記入
同じ場合は、そのまま記入

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
申請書に記入する下記事項について ・氏名又は名称 ・住 所 ・代表者名 ・役員名（法人） ・事業所の名称・所在地 ※現在の登録情報と異なる場合は、更 申請前に変更届を提出してください。	

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

申請者

氏名又は名称 株式会社 岩手中部水道 印

住所 花巻市〇〇第〇地割〇番地

代表者氏名 代表取締役 中部 一郎

岩手中部水道企業団

企業長 北上市長 高橋 敏彦 殿

記入漏れ・押印忘れない
ように

（備考）この用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機械器具調書

令和〇年〇月〇日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用機械器具	金切りのこ	〇〇-△△	1台	
	パイプキッター	〇〇-△△	1台	
管の加工用機械器具	やすり	〇〇-△△	1台	
	パイプねじ切り器	〇〇-△△	1台	
接合用の機械器具	パイプレンチ	〇〇-△△	1台	
	トラップ	〇〇-△△	1台	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	〇〇-△△	1台	
発電機等			1台	

※上記、緑書きの機械器具は、厚生労働省で定める機械器具であり（指定に必要なものと定められている）必ず記載をお願いします。

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、
「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(4) 更新手続き時に確認する事項

(水道法第25条の8 及び水道法施行規則第36条)

※下記事項について、指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（様式あり）により提出を求めます。

- ①岩手中部水道企業団が実施した指定給水装置工事事業者の説明会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行う事ができる技能を有する者の従事状況

1枚目

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書

年 月 日

指定番号、郵便番号 №999、〒028-3163

住 所 花巻市葛第〇地割〇〇番地〇

氏名又は名称 株式会社 岩手中部水道

代表者氏名 代表取締役 中部 一郎 印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 △△△-△△-△△△△

申請書と同様の押印を忘れずに！

1. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください）（公表： ☒ 可 ・ ☐ 不可 ）
令和 4 年 7 月 7 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表

未受講の場合は理由を記入

※講習会とは、岩手中部水道企業団が実施する指定給水装置工事事業者説明会を指します。

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応可能時間も記入ください）（公表： ☒ 可 ・ ☐ 不可 ）
休業日： 日曜日、正月、GW、お盆（その他）
営業日： 月曜日～土曜日
営業時間： 8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
修繕対応時間： 営業時間内 ※要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： ☒ 可 ・ ☐ 不可 ）
（該当するもの全てに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です）
屋内給水装置の修繕
埋設部の修繕
その他詳細（ ）
配水管からの分岐工事対応の可否（公表： ☒ 可 ・ ☐ 不可 ）
（該当するもの全てに○をつけてください）
分岐工事対応可能
分岐工事対応不可
その他（公表： ☐ 可 ・ ☒ 不可 ）

営業形態 修繕対応等について記入

その他欄へ、夜間・休日等の対応についてもご記入も可能です。

その他の欄は、緊急時の連絡先等を記入願います。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

2枚目

3. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
中部 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成30年7月2日
中部 三郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和4年7月7日
e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や終了年月日が明示されたものの（主任技術者証）の写しを提出のこと。		
自社内研修の場合は申出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印（書類）は求めない。		
上記内容の公表の可否	可 ・ 不可	

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。（受講者名は公表対象ではありません）

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3枚目

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

・工事を施工しない場合はチェック欄にシ点を記入してください。
・チェックした場合は下表の記入は不要です。

水道法施行規則 第36条

- 水道法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切な作業を行うことができ技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せんれ、給水管の接合、いづれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
中部 太郎	○	○	【給水装置工事技術財団が実施する配管技能者】講習会修了者	R 3
中部 三郎	○	○	【給水装置工事技術財団が実施する配管技能】検定合格者	R 3
花巻 四郎	○	×	【職業能力開発促進法第 44 条に規程する】配管技能士	R 3
社員 A	○	×		R 3
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に従事した者の氏名等を記入してください。				
上記内容の公表の可否		専への掲載を含みます。)		
可		不可		

※以下に示す保有資格等

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

資格を有していないけれども、経験を有していれば記入してください。

- (1) 指定給水装置工事事業者の事業内容や、選任している給水工事主任技術者等に関して変更がある場合は、**変更のあった日から30日以内**に届け出ていただく必要があります。（更新制度とは別に、通常必要となる手続きです。）
変更の届出が漏れていると指定更新できない場合がありますので、事前に変更手続きをお願いします。
- (2) 更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送で通知をします。
（※通知前の更新に伴う申請は受付しません。別添工程表のとおり）
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。
指定の更新については任意のため、こちらから更新するよう催促することはありませんので更新を希望される方は手続き漏れのないよう十分ご注意願います。



ご清聴ありがとうございました。

岩手中部水道企業団 給配水課